

第 2 編

地下水の水質測定結果

I 測定の概要

1 測定期間

平成13年10月～平成14年3月

2 測定機関

国土交通省，茨城県，水戸市

3 測定地点

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため，県下89地点（64市町村）において地下水質の測定を実施した。

測定項目別測定地点数，市町村別測定地点数及び測定点の位置は表1，表2及び別図のとおりである。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において有害物質等が検出された地点の周辺における地下水質の状況を把握した。

(3) 定期モニタリング調査

平成元年度から12年度の調査において，ひ素，トリクロロエチレン等が環境基準を超過した井戸について，水質の経年的な推移を把握するためにモニタリング調査を実施した。

4 測定項目

(1) 概況調査

- | | | |
|--------------------|---------------------|--------------------|
| 1) カドミウム | 2) 全シアン | 3) 鉛 |
| 4) 六価クロム | 5) 総水銀 | 6) ひ素 |
| 7) ジクロロメタン | 8) 四塩化炭素 | 9) 1,2-ジクロロエタン |
| 10) 1,1-ジクロロエチレン | 11) シス-1,2-ジクロロエチレン | 12) 1,1,1-トリクロロエタン |
| 13) 1,1,2-トリクロロエタン | 14) トリクロロエチレン | 15) テトラクロロエチレン |
| 16) ベンゼン | 17) セレン | 18) 1,3-ジクロロプロペン |
| 19) チウラム | 20) シマジン | 21) チオベンカルブ |
| 22) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 23) ふっ素 | 24) ほう素 |

(2) 汚染井戸周辺地区調査

検出された有害物質等の測定を行った。なお，トリクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタンが検出された地区においては，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン及び四塩化炭素の4物質の測定を行った。

(3) 定期モニタリング調査

ひ素，四塩化炭素，1,1-ジクロロエチレン，シス-1,2-ジクロロエチレン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンの測定を行った。

5 測定方法

水質汚濁防止施行規則第6条の2の規定に基づき環境庁長官が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）による。

II 測定結果の概要

1 概況調査

県内89地点で調査した結果、89地点において、鉛、ひ素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が検出され、ひ素が2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が18地点で環境基準を超過した。

概 況 調 査 結 果

(環境基準項目)

測 定 項 目	調 査 井戸数	検 出 井戸数	環境基準		環境基準値 (mg/l)	検出下限値 (mg/l)
			うち環境基準 超過井戸数	環境基準超過 地点測定 (mg/l)		
カドミウム	89	0	0		0.01 以下	0.001
全シアン	89	0	0		検出されないこと	0.1
鉛	89	1	0		0.01 以下	0.005
六価クロム	89	0	0		0.05 以下	0.005
ひ素	89	3	2	0.018~0.03	0.01 以下	0.005
総水銀	89	0	0		0.0005 以下	0.0005
ジクロロメタン	89	0	0		0.02 以下	0.002
四塩化炭素	89	0	0		0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	89	1	0		0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	89	1	0		0.02 以下	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	89	0	0		0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	89	1	0		1 以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	89	0	0		0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	89	1	0		0.03 以下	0.002
テトラクロロエチレン	89	0	0		0.01 以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	32	0	0		0.002 以下	0.0002
チウラム	32	0	0		0.006 以下	0.0006
シマジン	32	0	0		0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	32	0	0		0.02 以下	0.002
ベンゼン	89	1	0		0.01 以下	0.001
セレン	10	0	0		0.01 以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	89	86	18	11~31	10 以下	0.02
ふっ素	89	9	0		0.8 以下	0.08
ほう素	89	2	0		1 以下	0.1

(注) 環境基準：環境基本法第16条の規定に基づき、平成9年3月に設定された。生涯にわたる飲用に際しても人の健康に影響をおよぼすことがない値。

検 出：「検出」とは、報告下限値以上の濃度で検出されたものを指す。

2 定期モニタリング調査

前年度までに確認された汚染地点である 36 市町村 59 地区 109 井戸について調査を行った。その結果、ひ素やテトラクロロエチレン等の物質が環境基準を超過した。

定期モニタリング調査結果

調査項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準超過井戸の測定値 (mg/l)
ひ素	24(23)	17(18)	0.011 ~0.252(0.011 ~0.506)
四塩化炭素	67(71)	9(11)	0.0031~0.167(0.0023~0.202)
1,1-ジクロロエチレン	4(4)	2(1)	0.034 ~0.037(0.034)
シス-1,2-ジクロロエチレン	2(2)	0(0)	—
1,1,1-トリクロロエタン	67(71)	0(0)	—
トリクロロエチレン	67(71)	4(4)	0.051 ~0.181(0.032 ~0.125)
テトラクロロエチレン	67(71)	18(21)	0.0112~2.19 (0.0103~1.47)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14(—)	12(—)	11~70(—)

(注) () 内は平成 12 年度

3 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超えた 17 地点及びひ素等が検出された 5 地点の周辺の 195 井戸について水質調査を実施した。(1 地点あたり 4 井戸~12 井戸)

その結果、テトラクロロエチレンが 1 地点 1 井戸で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 16 地点 81 井戸で環境基準を超過した。

汚染井戸周辺地区調査結果

(環境基準項目)

調査項目	調査井戸数	検出井戸数	うち基準	環境基準超過井戸の測定値 (mg/l)
			超過井戸数	
ひ素	18	2	0	—
四塩化炭素	21	0	0	—
1,2-ジクロロエタン	9	2	0	—
1,1-ジクロロエチレン	9	0	0	—
1,1,1-トリクロロエタン	21	0	0	—
トリクロロエチレン	21	1	0	—
テトラクロロエチレン	21	2	1	0.126
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	147	143	81	11~71

表1 測定項目別測定値点数

測定項目	測定地点数	測定回数
カドミウム	89	1
全シアン	89	1
鉛	89	1
六価クロム	89	1
総水銀	89	1
砒素	89	1
ジクロロメタン	89	1
四塩化炭素	89	1
1,2-ジクロロエタン	89	1
1,1-ジクロロエチレン	89	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	89	1
1,1,1-トリクロロエタン	89	1
1,1,2-トリクロロエタン	89	1
トリクロロエチレン	89	1
テトラクロロエチレン	89	1
1,3-ジクロロプロペン	32	1
チウラム	32	1
シマジン	32	1
チオベンカルブ	32	1
ベンゼン	89	1
セレン	10	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	89	1
ふっ素	89	1
ほう素	89	1

表2 市町村別測定地点数

市町村名	地点数	市町村名	地点数	市町村名	地点数	市町村名	地点数
水戸市	3	ひたちなか市	2	大子町	1	谷和原村	1
日立市	3	鹿嶋市	3	十王町	1	守谷町	1
土浦市	2	潮来市	2	旭村	1	藤代町	1
古河市	1	茨城町	1	鉾田町	2	利根町	1
石岡市	1	小川町	2	神栖町	2	関根町	1
下館市	1	美野里町	1	波崎町	1	明野町	1
結城市	2	常北町	1	麻生町	1	真壁町	1
龍ヶ崎市	3	御前山村	1	北浦町	1	八千代町	1
下妻市	1	友部町	1	美浦村	1	石下町	1
水海道市	2	岩間町	1	阿見町	1	総和町	1
常陸太田市	1	岩瀬町	1	阿基崎町	1	三和町	1
高萩市	1	那珂町	2	河内町	1	猿島町	1
北茨城市	1	瓜連町	1	東町	1	猿境町	2
笠間市	2	大宮町	2	霞ヶ浦町	1		
取手市	1	美和村	1	八郷町	1		
岩井市	3	金砂郷町	1	新治村	1		
つくば市	4	水府村	1	伊奈町	1	合計	89

別図 地下水質測定地点位置略図

